平成２５年（フ）第２６号
静岡県掛川市岩滑3376番地の１
債務者　沖　　育実
１　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
兵庫県西脇市野村町59番地の１　ゼニスコート西脇202号
債務者　竹本　　淳
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県西脇市和田町573番地の１　ハイツ学園坂102号
債務者　吉村　敬子（旧姓今井）
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第４８号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1816番地10
債務者　林　　伸二
１　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
広島県三原市青葉台17番10号
債務者　中須賀宏江
１　決定年月日時　平成25年７月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
香川県高松市新田町甲６－１　マスガタヤ屋島コーポＢ－401、住民票上の住所香川県さぬき市大川町富田中2811番地
債務者　木村　　愛
１　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６８号
香川県高松市松島町３丁目23番21号　コート松島Ⅲ201号室
債務者　青山　　登
１　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８３号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県営住宅屋島西団地22棟103号
債務者　松川　幸造
１　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８４号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県営住宅屋島西団地22棟103号
債務者　松川　葉子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２０号
福岡市南区平和２丁目19番９－203号
債務者　野上　紀子
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０２号
福岡市博多区板付４丁目２番８－201号
債務者　和泉　宏幸
１　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４３号
福岡市博多区新和町２丁目１番11－207号
債務者　野口　恵美
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目２番33－305号　グランヴィル名宝
債務者　加藤　良啓（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７１号
福岡市南区桧原３丁目19番６－205号
債務者　原田　英乃
１　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７９号
福岡市博多区金の隈３丁目20番２－107号
債務者　金丸　秀信
１　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８０号
福岡市博多区金の隈３丁目20番２－107号
債務者　金丸　哲男
１　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８９号
福岡市南区塩原３丁目24番22号
債務者　竹元　健介
１　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部